

令和2年度

定期監査報告書

令和3年3月

標茶町監査委員

令和2年度定期監査報告書

標茶町監査委員 佐々木 幹 彦
同 熊 谷 善 行

第1 監査の概要

1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、次の部局を対象として令和2年12月17日から令和3年1月13日の間において実施した。

区 分	監 査 実 施 課 及 び 場 等
町 長 部 局	総務課 企画財政課 税務課 管理課 住民課 保健福祉課 農林課 観光商工課 育成牧場 水道課 建設課 出納室 特別養護老人ホーム デイサービスセンター 軽費老人ホーム ふれあい交流センター 地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所 子育て支援センター 子ども発達支援センター 保育園（みどり、さくら、すみれ、ひまわり、たんぽぽ）へき地保育所（沼幌、ひしのみ） 児童館 開発センター 酪農センター（磯分内、虹別） 終末処理場 町史編さん事務局
教育委員会	管理課 社会教育課 指導室 幼稚園 小学校（標茶、磯分内、虹別、中茶安別、塘路、沼幌） 中学校（標茶、虹別、中茶安別、塘路） 中央学校給食共同調理場 公民館（中央、磯分内、虹別、茶安別、塘路、阿歴内） 図書館 博物館
各 委 員 会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
企業会計部局	病院事業 上水道事業

2 監査の主眼並びに実施した監査手続き

監査は、令和2年4月1日から11月30日までの各部局の予算の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施した。（財務事務と行政事務とが不可分一体となっている点から、行政監査も並行して実施した。）

- (1) 町税及び各種収納金の確保について
- (2) 旅費の執行について
- (3) 業務委託に係る契約の執行について
- (4) 物品購入に係る契約の執行について
- (5) 公共工事に係る入札・契約の執行について
- (6) 町有施設における事業の管理運営について

これらに係る監査資料を各所管課等から提出を求め、抽出により選択し関係書類に基づいて実施した。また、監査の過程において追加資料及び関係職員への質問により内容確認も行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は総体として適正に執行されているものと認められる。

なお、次の事項については、改善措置等の実施や検討を望む。

1 収納状況について

① 町税の徴収については、コンビニ収納による納税者への利便性の向上や鋭意努力により、また、釧路・根室広域地方税滞納整理機構による収納などの効果により現年度分・滞納繰越分とも改善されてきておりますが、依然として滞納が多額なため継続して徴収努力を期待する。

② 税外収入金については、特に農業費分担金、アイヌ住宅改良資金貸付金、住宅使用料、農業用水道使用料の滞納が多額であり、住宅使用料では200万円を超える滞納者もいることから、法的手段等も視野に入れた対策を講じるなど一層の徴収努力を期待する。

(別紙1 滞納繰越金の収納状況 参照)

2 補助金・助成金の交付について

各団体への補助金等の内容を精査すると補助金額に比べて繰越金が多額な団体や支出内容に適正を欠くと思われる団体が散見されます。特に会費など自己負担がなく補助金のみで運営する団体がみられることや、飲食に係る経費が目立っている団体が散見されるため、実績報告書を精査したうえで交付されることを望む。

3 町営施設の管理運営等について

町営住宅管理人報酬として、受け持ち戸数に応じて月額1,500円から4,000円を支払っていますが、その報酬額の根拠が見当たらないことと、管理人自体が果たして必要なかどうか検討を要するものとする。

4 組織及び運営について

① 一部の職員に時間外勤務が集中している課が見受けられるので、標茶町役場処務規程第32条による、課、係内の創意工夫による相互援助を望む。

② 11月末現在で時間外勤務が300時間を超える職員が17名、うち400時間以上が5名いることから、職員の健康管理には十分留意されることを望む。

③ 時間外勤務の管理、退庁時刻の管理等々を正確に把握するためタイムレコーダーなど機械的・電子的な機器の導入の検討を図ることを望む。

5 各基金の整理について

現在、14項目の基金を運用しているが、各基金の創設からそれぞれ相当数時間が経過し、創設当初とは状況が変わり想定していた目的につてその役目を終えたと思われるものが散見されているため整理するべきと考える。特に、医療資金貸付基金や国民健康保険財政調整基金について検討されたい。

6. その他

- ① 標茶町ほっとらいふ制度について、低所得者、老人世帯、障害者等世帯又は母子世帯に対し、上下水道の料金及び暖房費など一部の助成をすることにより、その世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として創設されたもので社会的弱者にとっては心強い制度である。その中で、標茶町に住民票はあるが、実際には施設利用などで長期間家を空けているなどの場合、例えば灯油1000相当分の助成については、その必要性を考えるケースがあるものも見られた。対象者の在住など個人情報が含まれるものであるため、実際に対象を確認することは大変困難なことであるが工夫をしながら運用願いたい。また、広報での年3回の周知により掲載を見て毎年度申請が必要とのことであるが、高齢世帯をはじめとした社会的弱者の申請手続きの方法について、毎年足を運ばなくてもすむように申請から複数年有効にするなど配慮できないか。さらに、広く多くの対象者に利用していただくための周知について工夫を願いたい。
- ② 委託業務の積算などに使われる労務費の単価について、同じ作業であるのに各課それぞれ統一されていないものがある。例えば、草刈りなどは会計年度任用職員の給料表の単価をもとにしたものや、面積をもとに算出したものなど単価が複数存在している。同じ作業であれば単価を統一するべき。